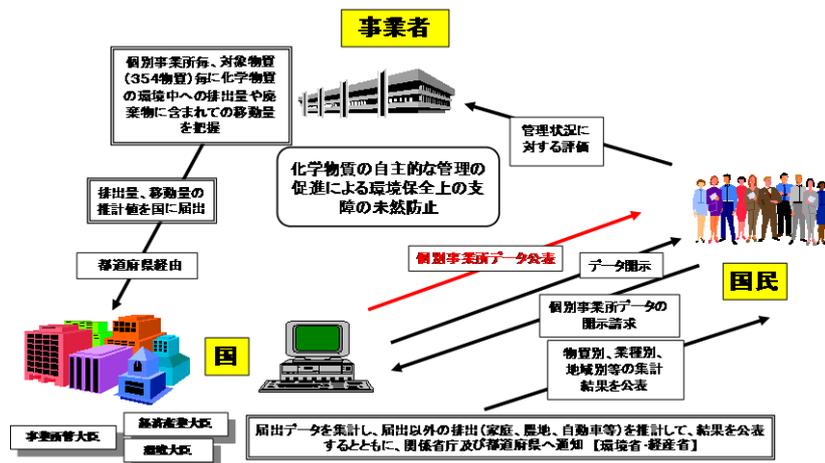


## PRTRデータの開示請求件数について

平成 21 年 12 月 3 日

○化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度では、国の関係行政機関（主務省庁）の長に対し、事業者が届け出た化学物質の環境への排出量等に関する情報について、誰でも開示を請求することができる。

○平成 19 年 8 月にとりまとめられた中央環境審議会及び産業構造審議会合同会合の中間とりまとめでは、「個別事業所ごとの PRTR データがより容易に入手可能となるよう、現在の開示請求方式を改めて、国による公表方式とすべき」ことが提言として盛り込まれ、これを踏まえ、本年 2 月の平成 19 年度 PRTR データ公表時から、環境省及び経済産業省のホームページにおいて、個別事業所の PRTR データの公表を開始している。



○なお、国による公表方式への変更により、環境省への個別事業所データの開示請求件数は、本年 2 月以降急激に減少している。

### 環境省への開示請求件数



(注) 平成 21 年度は平成 21 年 10 月現在